

# 児童手当からの保育料等の申出徴収について

## 1 制度の概要

児童手当受給者が、保育料や学校給食費等を滞納している場合に、児童手当の支給額の全部または一部をそれらの費用の支払いに充てる申し出をしていただくことにより、児童手当から徴収を実施する制度です。

## 2 申出徴収の対象となる費用

徴収の対象となる費用は、次のとおりです。

| 申 出 徴 収 対 象 費 用 | 優先順位 |
|-----------------|------|
| 保 育 料           | 第1位  |
| 保 育 所 等 給 食 費   | 第2位  |
| 学 校 給 食 費       | 第3位  |
| 放課後児童クラブ受託料     | 第4位  |

徴収の対象となる費用が重複してある場合に、費用ごとの支払額の内訳の申し出がないときは、こちらの優先順位に従い申出徴収を実施します。

## 3 申出徴収の範囲について

申出徴収は、支給される児童手当の全ての額を費用の支払いに充てることができます。

### 例 保護者(児童手当受給資格者)

保護者第1子分の保育料  
滞納額: 40,000 円



第1子(7歳)  
小学生  
児童手当月額  
10,000 円



第2子(2歳)  
保育所入所児童  
児童手当月額  
15,000 円



第1子分の児童手当だけでなく、不足分について、第2子分の児童手当も支払いに充てることができます。

※第1子分の手当支払額20,000円(2か月分)全額と、第2子の支払額30,000円(2か月分)のうちの20,000円を合わせて、滞納額全額40,000円の支払いが可能です。

## 4 申出徴収の具体例

### 【第1子分の滞納額】

- ・ 保 育 料 60,000 円
- ・ 学 校 給 食 費 40,000 円
- 合計 100,000 円

### 【児童手当支給額】

- ・第1子(7歳) 月額 10,000 円 × 2ヶ月 = 20,000 円
- ・第2子(2歳) 月額 15,000 円 × 2ヶ月 = 30,000 円
- 合計 50,000 円

### 申出内容

『児童手当 50,000 円のうち、保育料として 20,000 円、学校給食費として 20,000 円の合計 40,000 円を充てる。』

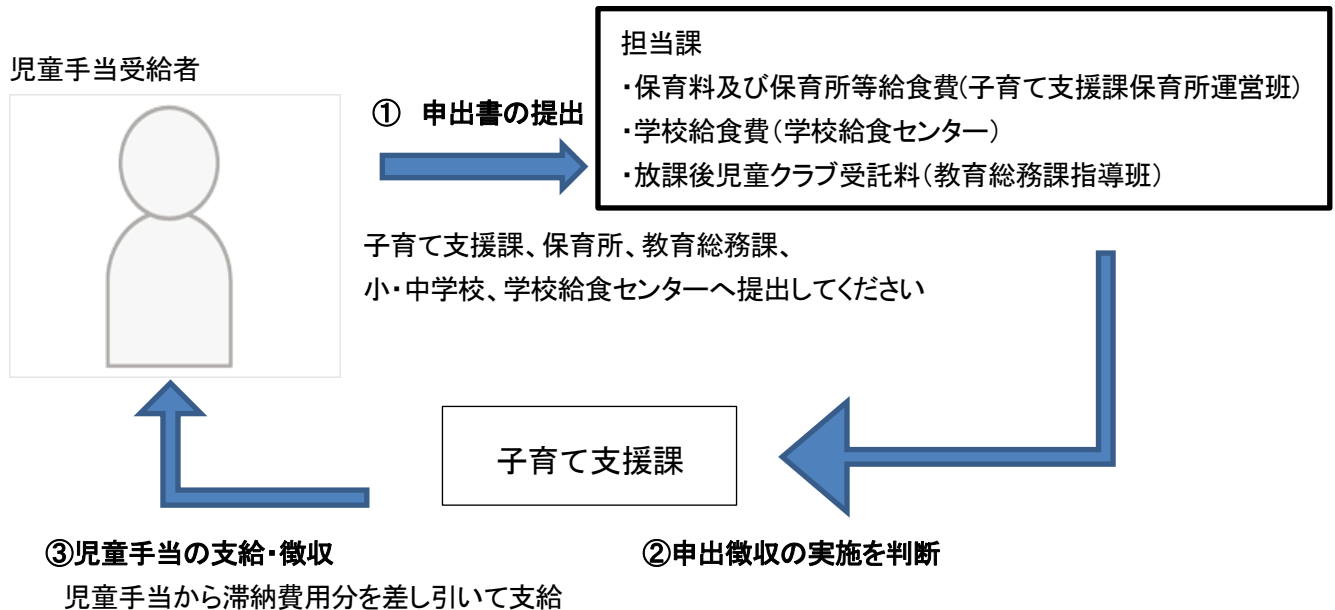
- 児童手当振込額は残額の 10,000 円(50,000 円-40,000 円)となります。
- 不足した滞納残額 60,000 円(100,000 円-40,000 円)については、次の児童手当の支払いから差し引かせていただきます。
- 滞納費用が無くなった時点で徴収は終了します。  
※第2子分も滞納がある場合は、ご相談ください。

## 5 申出徴収の手続き方法

児童手当からの申出徴収は、受給者本人の申し出により実施する制度です。申し出いただいた内容で児童手当から徴収させていただきます。

なお、申し出の取り消し、または、申し出内容の変更をされる場合は、あらためて申し出いただく必要があります。

### 【徴収までの流れ】



申し出手続きは、申出徴収の開始を希望する児童手当の支払月(偶数月)の前月10日までにしてください。

### 児童手当受給者の皆様へ

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給します。子どもの健やかな成長のために、子どもの将来を考え、有効に用いるよう、お願いします。子どもの成長に必要な費用である保育料や学校給食費等を滞納しながら、児童手当が子どもの健やかな成長と関係のない用途に用いられることは、法の趣旨に沿いません。児童手当の趣旨についてご理解をいただきますよう、よろしくお願いします。

### お問い合わせ

市外局番(共通) 0479

保育料・保育所等給食費の納付相談や児童手当の支給などについて…………旭市役所 子育て支援課  
電話 62-5313

学校給食費の納付相談……………第1学校給食センター 電話 62-0366  
第2学校給食センター 電話 55-2246

放課後児童クラブ受託料の納付相談…………旭市役所 教育総務課 電話 85-8634